

# 福岡県公報

平成26年4月15日  
第3587号

## 目次

### 告示(第396号-第399号)

- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) …………… 2

### 公告

- 競争入札参加者の資格等 (建築指導課) …………… 2
- 一般競争入札の実施 (建築指導課) …………… 3
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 3
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) …………… 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 4
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の認定 (健康増進課) …………… 5
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の指定 (健康増進課) …………… 6
- 公安委員会
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活安全総務課) …………… 6
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活安全総務課) …………… 6

## 告示

### 福岡県告示第396号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年4月15日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川下伊良原字上トドロ1222の7、字鑑越1225の7
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

### 福岡県告示第397号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年4月15日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川上伊良原字小谷330の2、335の4、336の2、字宮ノ上348の3、字猿田353の2
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

### 福岡県告示第398号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条

の2の規定により次のように告示する。

平成26年4月15日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川下伊良原字赤岩579の5
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
砂防設備用地とするため

#### 福岡県告示第399号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成26年4月15日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代5月号	雑誌15277-05	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント5月号	雑誌15115-5	マイウェイ出版株式会社	

## 公 告

#### 公告

福岡県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成26年4月15日

福岡県知事 小川 洋

- 調達をする特定役務の種類  
建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、建築一式工事
- 競争入札の参加者の資格  
次の(1)から(5)までのいずれにも該当しない者
  - 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者  
ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者  
イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者  
エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者  
オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者  
カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていない者
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- 入札を希望する者の資格審査申請の方法等（平成26年5月1日から平成27年4月30日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に記載されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）
  - 受付の時期

この公告の日から入札参加申込み受付期限日まで随時受け付ける。

なお、それ以降も入札書提出の前日まで随時受け付けるが、申請の日時によっては、開札時までには審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

(2) 受付の場所

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階）

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

(3) 提出書類

提出する書類は、次のとおりとする。

ア 平成26年度の「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）」

イ 平成24年10月1日から平成25年9月30日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(4) 提出書類の販売場所

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階 福岡県建築都市部建築指導課内）

(5) 提出書類の作成に使用する言語等

申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(6) その他

申請書は、郵送では受け付けないので、必ず持参すること。

4 資格審査申請に対する問合せ先

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

電話 092-643-3719

公告

一般競争入札を行う建設工事の工事名等を次のとおり公告します。

平成26年4月15日

福岡県知事 小川 洋

建築一式工事

1 工事名

筑後広域公園プール新築工事

2 施工場所

福岡県みやま市瀬高町本郷

3 予定工期

平成26年度から平成28年度まで

4 工事概要

水泳場

鉄筋コンクリート造り 地上2階・地下1階建て延べ4,934.38㎡

5 入札を行う時期

平成26年度 第2・四半期

6 工事の概要に関する問合せ先

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室

電話 092-643-3707

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月15日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年3月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人セブンデイズ

(2) 代表者の氏名

上村 光康

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫野市杉塚5丁目13番6号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、犬猫等ペットを飼育する一般市民および犬猫等ペット動物の業務に携わる業者・団体・行政等に対して、犬猫等の動物の診療行為や里親探しなど動物達の保護・維持に関する事業を行い、ペットの飼育放棄やそれに伴って生じる殺処分減少、獣畜の感染症・伝染病の撲滅に寄与することを目的とする。

公告

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4の4の規定により次のように公示する。

平成26年4月15日

福岡県知事 小川 洋

1 特約業者の氏名又は名称

昭和商事石油株式会社

2 主たる事務所又は事業所の所在地

福岡県福岡市中央区大手門2丁目3番7号

3 特約業者の指定取消年月日

平成26年4月1日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年4月15日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年3月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 くりえいと三丁目商業施設

(2) 所在地 福岡県宗像市くりえいと三丁目3番1号

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変 更 前	変 更 後
4,208㎡	5,916㎡

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
位置	収容台数	位置	収容台数
駐車場No. 1 (店舗敷地内南側)	300台	駐車場No. 1 (店舗敷地内南側)	307台
—	—	駐車場No. 2 (店舗敷地南東側)	30台
合計	300台	合計	337台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
位置	収容台数	位置	収容台数
駐輪場No. 1 (コスモス棟南側)	10台	駐輪場No. 1 (コスモス棟南側)	10台
駐輪場No. 2 (サンキ棟南側)	15台	駐輪場No. 2 (サンキ棟南側)	15台
駐輪場No. 3 (サンキ棟南側)	15台	駐輪場No. 3 (サンキ棟南側)	15台
駐輪場No. 4 (サンキ棟南側)	40台	駐輪場No. 4 (サンキ棟南側)	40台
—	—	駐輪場No. 5 (マックスバリュ棟南側)	40台
合計	80台	合計	120台

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
荷捌施設No. 1 (コスモス棟北東側)	100.0㎡	荷捌施設No. 1 (コスモス棟北東側)	100.0㎡
荷捌施設No. 2 (サンキ棟東側)	120.0㎡	荷捌施設No. 2 (サンキ棟東側)	120.0㎡
—	—	荷捌施設No. 3 (マックスバリュ棟北西側)	87.5㎡
—	—	荷捌施設No. 4 (マックスバリュ棟南側)	25.0㎡
合計	220.0㎡	合計	332.5㎡

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
位置	容積	位置	容積
廃棄物等の保管施設 No. 1 (コスモス棟内北東側)	8.64㎡	廃棄物等の保管施設 No. 1 (コスモス棟内北東側)	8.64㎡
廃棄物等の保管施設 No. 2 (サンキ棟外東側)	11.82㎡	廃棄物等の保管施設 No. 2 (サンキ棟外東側)	11.82㎡
—	—	廃棄物等の保管施設 No. 3 (マックスバリュ棟北西側)	22.79㎡
合計	20.46㎡	合計	43.25㎡

## 5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変更後	
	開店時間	閉店時間	開店時間	閉店時間
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時	午前10時	午後10時
株式会社三喜	午前10時	午後9時	午前10時	午後9時
株式会社マックスバリュ	—		24時間	

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前		変更後	
駐車場No. 1	午前9時30分から 午後10時30分	駐車場No. 1	24時間
駐車場No. 2	—	駐車場No. 2	午前6時から 午後10時

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口の数	位置	出入口の数	位置
3	建物敷地西側及び 建物敷地南東側	5	建物敷地西側、 建物敷地南東側、 建物敷地北側及び 隔地駐車場北西側

## 公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして次の精神科病院を指定したので公示する。

平成26年4月15日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地
福岡県立精神医療センター 太宰府病院	福岡県太宰府市五条三丁目8番1号
福岡病院	福岡県福津市花見が浜一丁目5番1号
飯塚記念病院	福岡県飯塚市鶴三緒1452番地2

のぞえ総合心療病院	福岡県久留米市藤山町1730番地
堀川病院	福岡県久留米市西町510番地
聖ルチア病院	福岡県久留米市津福本町1012番地

## 公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第4項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとしての精神科病院を認定したので公示する。

平成26年4月15日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地
福岡県立精神医療センター 一太宰府病院	福岡県太宰府市五条三丁目8番1号
福岡病院	福岡県福津市花見が浜一丁目5番1号
のぞえ総合心療病院	福岡県久留米市藤山町1730番地

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第94号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成26年4月15日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所等

##### (1) 講習会の日時

平成26年5月27日（火） 午前10時から午後5時までの間

##### (2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

#### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

#### 2 講習の時間及び科目

時間	科目
10:00~15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30~16:30	講習結果に対する考査
16:30~17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

#### 3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

### 福岡県公安委員会告示第95号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成26年4月15日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成26年5月15日（木） 13：30～16：30	福岡市早良区百道1丁目5番15号 早良警察署 会議室	早良警察署
平成26年5月21日（水） 13：30～16：30	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
平成26年5月30日（金） 13：30～16：30	北九州市八幡西区光明1丁目6番6号 折尾警察署 会議室	折尾警察署
平成26年5月30日（金） 13：30～16：30	田川市川崎町大字田原772番地の1 川崎町勤労青少年ホーム	田川警察署

## 2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。